

# 臨時評議員会の意見要旨

(日本学術会議の会員任命拒否問題に関して)

## 0. 経過

日本学術会議により新会員として推薦されていた 105 名のうち 6 名が、首相によって任命拒否される事態が発生し、2020 年 10 月 1 日に明らかになった。日本学術会議は『第 25 期新規会員任命に関する要望書』（10 月 2 日付）を首相に提出した。

自治体学会、自学MLにおいて、10 月 2 日にこの件について最初の投稿がなされ、その後、何人かの会員から投稿が続いた。その多くは、「今回の件について抗議をするべき」との意見であったが、「声明や意見表明に賛成できない」との意見もあった。

10 月 3 日に、理事長より「自学MLでの議論を受け、理事会として検討したい」旨の提案が理事会になされた。日本教育学会からも、対応に関する問い合わせがあり、自治体学会としてどのようなスタンスを取るのかをという議論を理事会として始めるとともに、10 月 5 日、理事長より自学MLにその旨の報告がなされた。

理事長から、何らかの行動を取るのか否か、どちらであっても検討と、会員への説明は必要であるという見解が示された。また、理事会の中からも今回の件は看過できないという意見があった。

その後の理事会の議論のなかでは、慎重に対応すべきという意見と、政府は説明責任を果たすべきという 2 つの方向の意見があった。具体的には、会員の属性が多様であり、学会として一つにまとめられるかという懸念、タイミングが難しいという懸念とともに慎重に対応すべきという意見、今回の政府の対応は理に適っていないので、学術会議の声明に依って政府は説明責任を果たすべきという、2 つの方向の意見があった。抗議ではなくても何らかの行動が必要である、また、今回の件については、政権批判というより、研究者の側の問題でもあるのではないかと考えることもできる、などの意見も出された。

理事会のなかでは、自治体学会としては、学問の自由そのものよりも、分権型社会における自治の価値、政策過程における多様な政策研究の価値が大事というスタンスで意見表明したらどうか、といった集約を目指した議論がされ、その内容、いつ行うのか、その手続きはどう行うのか、といった議論を行った。しかし、理事会内での慎重論、会員からの意見を受け、会員が不利益を被る可能性のある結論は慎重に出すべきとの判断から、理事会のみでの結論は困難と考え、臨時評議員会で議題とすることとなった。ただし、評議員会に対しては、理事会案をとりまとめて提案することはできなかった。

臨時評議員会は、10 月 11 日（日）19 時から、Zoom 会議によって開催した。出席者は 21 名、委任状は 19 名であった。また書面による意見提出が 13 名(但し、そのうち、評議員会に出席したものは 1 名)からあった。

以下に、評議員会の決定事項及び、意見要旨を記載する。

### 1. 臨時評議員会決定事項

・「検討プロジェクトチーム」（正式名称未定）を設置し、今回の日本学術会議任命拒否問題の件について、自治体学会として検討する。

- ・上記プロジェクトチームの人選は、理事会で行うこととする。

なお、会員の個人・有志としての活動が自律的かつ積極的に展開されることはもちろんのこと、引き続き、事務局・理事会・評議員等へ意見提出とともに、活発な議論を求めるものである。

## 2. 自治体学会としての取組に積極的な意見と慎重な意見について

非常に単純に大別すれば、政府は説明責任を果たすべきであるという考えから自治体学会としても積極的に取り組むべきであるという方向の意見と、学会の構成は多様であることから自治体学会としての取組は慎重であったほうがよいという方向の意見があり、前者を「積極的な意見」、後者を「慎重な意見」として、その要旨をまとめた。

但し、それぞれの意見には多様な論点が含まれており、過度に二項対比的に理解することは正確ではないので、以下の個々の意見における微妙な差異に留意されたい。

以下の個々の意見には書面で提出されたものも含む。

### □積極的な意見

- ・政府はこれまでの国会答弁で、首相の任命が「形式的」であり、首相に裁量の余地がない旨の説明を行い、それに基づいて、日本学術会議法の改正が行なわれたわけであるから、政府が国会に諮らないで、その解釈を変更することは、法治国家として許されない。従って、日本学術会議協力学術研究団体たる本学会としても、その見解を明らかにし、政府に対する抗議の意を明らかにすべきと考える。
- ・当事者や国民に合理的な説明なく誰かの指向や忖度により判断がされているのではないかと憶測されるような物事の決まり方について、今回のことのみならず、不信感と危機感を抱く。
- ・学問の自由の侵害であり、政権は説明責任を果たすべきである。日本学術会議のあり方について課題があるのであれば、この機会に改善を図ることが望ましいと考える。自治体学会としての対応については、どのようなことができるのか、まずは理事会のお話をうかがい、検討したい。
- ・任命しなかった理由について、まず明確に説明すべきと考える。
- ・学問の自由、表現の自由を侵害するものであり、容認できるものではないと考える。
- ・6名が任命されないという事態に対し、現状で政府が回答する理由が、「総合的、俯瞰的な視点」という抽象的な表現では納得できない。今回の政府対応が、適切か否か判断するためには、具体的な理由を説明してもらうことが先決である。
- ・何らかの見解を出すべきと思う。学術会議の推薦に基づいて任命されるということだが、今回の「基づかない」ことは、いかがなものかということ、日本学術会議や自治体学会員に対して、理事会で表明してほしい。
- ・我々が納得していないのであれば、納得できるような説明を政府に求めるべきではないか。

- ・自治体学会として何らかの提言をするべきではないかと考えていた。一つは学術研究団体として、自治体学の探求を目指している立場を持っている。もう一つは、自治の追求をする立場を持っている。いかに中央集権や国家権力から、自由で自立して自治を目指すのか、それをともに学問として追求している仲間である。その立場からも、今回の問題には声を上げなくてはいけないと思っている。それは政治的活動ではないと考えている。
- ・そもそも推薦に基づいて任命する、それがなされなかったことに対して、なぜ？と聞くことが大事ではないか。それは何ら政治的ではないし、自治体職員が不利益を被ることにはならないのではないか。国が説明しないことがおかしいので、学会として意見表明すれば、むしろ、会員が考えるきっかけになる。日本学術会議との関係も大事だが、理事会がどのような見解を持っているのかを出さないと、自治体学会としては成り立たないのではないか。
- ・自治体職員の立場で発言する。政治的な色がつくことは職務上のことに配慮いただきたいが、声明を出すことはしていただきたい。自治体学会として発言すべきことは発言していただきたい。
- ・そもそも、自治体学会の声明がそんなに影響を及ぼすものだろうか。声明を出したら学会を辞める人がいるのではないかとこの声もあるが、逆に声明も出さない学会なのか？という声もあるのでは。
- ・慎重論がサイレントマジョリティと言われているが、逆もあるのではないかと考える。言いたいけれど声を上げられないサイレントマジョリティもいるのではないか。自学 ML で、思った以上に賛成の声がくることに驚いた。今までこんなに、学会に対して意見表明することはなかったと思う。表明しないことも一つの結論であるが、慎重な意見に慮って声明を出さない、ということは逆の圧力になるのではないか。

#### □慎重な意見

- ・自治体学会会員の一人としては、これまで ML でご発言いただいている意見は、考え方や立場等で賛否あるように感じる。学会としての意見表明とするのか、理事会名としての意見表明とするのか、もしくは有志としての意見表明とするのかは、慎重な協議が必要かと考える。
- ・自治体学会は自治体職員を中心とする自治体を巡る課題について議論する場であり、今回の問題に意見表明するのは越権のように思う。
- ・総論としては賛成だが、当学会の構成メンバーの多くが自治体職員であるという、他学会と異なる特殊性を十分に考慮し、対応していただくことを望む。
- ・声明や意見書を出すことによって、政治的な駆け引きに使われかねないので、自治体学会としての行動はすべきではないと考える。
- ・個人的には、大きな問題であり研究者を萎縮させる効果は大きいと思う。ただ、学会と

しては慎重にすべきと思う。声明を出すことを躊躇する会員が一定程度あるならば、多数決で押し切るようなことはすべきでない。自治体学会の特殊性もあるので、相当の慎重な意見があるならば、意見を出さないことが賢明な判断と思う。

- ・表明の中身を考えれば、合意できる一線はありうるだろう。それを見出せば声明を出すことは不可能ではないと思われるが、たぶん、内容というより、自治体学会として行動する、表明することへの慎重論なのではないか。
- ・メールで寄せられた、恐れのようなものをもっている会員がいることを、もっと知るべきではないか。そういう意見が多数なのかどうなのか、もう少し、会員の温度感をつかむべきではないか。
- ・慎重な意見を聞くことは大事だと思った。職員の危惧について、もっとよく聞くべき。また、会員には国会議員もいる。
- ・時機を失せず決定することだけでなく、決められない政治の重要性みたいなのはあって、この問題は重要課題だと受け止めている、結論までは出せないが、必要なアジェンダとして掲げ、重要性は認識していると示すべき。それも学会としての一つのスタンスではないか。
- ・今回の件で難しい立場にあり、私自身は声明を出すことには反対である。会員全員の意見を聞くのは難しいような発言があったが自治体学会なら、一人一人の意見を聞くべきではないか。それが民主的な意思決定に必要なことではないか。
- ・一つ大事なことは、団体会員がいるということ。そこも考慮が必要ではないか。それらを含めて議論をしていくべきではないか。何らかのアクションをすることは反対ではないが、やり方については、慎重に行うべきである。
- ・説明責任の観点から言えば、今回の件は、自由な意見を言うてはならない、自由に意見を言うならどうなるか分かりませんよ、というようなメッセージが裏にあるのであれば、由々しき事態であり、自治体学会として何らかのメッセージを出していくべき。  
自由に意見を言ったらどうなるか分かりませんよ、ということへの恐れは、大学や自治体では深刻な事態になってきているかもしれない。そこまで影響があるだろうか、とおっしゃった評議員の方もいたが、意外と深刻な事態になってきているかもしれないので、慎重な出し方をしていくべき。
- ・今回の件がおかしいということは、慎重な意見の会員も思っている。しかし、それをストレートに言えないという立場もある。それは、自治体職員にも研究者にもいらっしゃる。行動を起こすこと自体が難しい、行動することでこの学会にはいられない、ということもある。
- ・理事会でもいろいろな議論があって、不利益を会員に及ぼすことがないようにやらなければならない。しかし、不利益が生じた場合に責任をとれるのか、といえどとれないので、できるだけマイナスにならないような議論が必要。

### 3. 声明、意見表明等の論点について

- ・最低限の合意点は 3 つあるだろう。①自治体学会も日本学術会議の協力学術研究団体であり、その立場で言うべき。②日本学術会議法 7 条では、学術会議の推薦に基づくこととなっており、「基づく」という用語の解釈として、一定の重さがあり、そうでない場合は、説明責任を果たすことが義務としてあり、それを言うことは、政治的な主張などに関係なく、おかしいのではないかということ言うことは当然であり、自治体職員としても、そういうことであれば問題ないのではないか。③「総合的、俯瞰的」というあいまいなことを言われると、政府に対して批判的な意見を言うことで、補助が受けられないとか教員としての立場でいられなくなるのではないかといった疑心暗鬼を生みかねないようなことは不当であるので、3 点を持って再考を促すことは妥当と思う。
- ・最低限、学術会議が出している声明への賛同を示すべきではないか。
- ・内容としては、国家権力が行ったことを国民として看過できない、ということを表明していくべきではないか。たしかに、会員の中に自治体職員が多く、その方々の声を考慮した方がいいことは理解しているが、むしろ、地方自治の現場で働いている職員こそ、国の強権的なやり方に、一職員としては難しくても、自治体学会として声を出すことを望んでいるのではないか。懸念があることに対しては、地方公務員法 36 条に抵触しないように、政治活動ではないことをしっかり示すことも必要。
- ・あくまで学術研究団体としての意見表明であれば、慎重な意見の会員にもこれだったら受け入れられるラインが見えてくるかもしれない。政治的発言ではなくあくまで学術的な内容の発言を。また、表明するのは、自治体学会として出すのがのぞましいと考える。
- ・声明を出す場合、どのようなメッセージ性を持たせるのか。「説明を求めていく」は、政府に対して行動をすることを求める、ということになり、自治体職員は抵抗を持つのではないか。学問の自由の保障については、個人としてぎりぎり賛同できるのではないか。
- ・私はむしろ逆で、学問の自由の方が、意見が分かれると思っており、まずは、説明責任を問うべきではないか。

### 4. 手続き等について

- ・「会員全員の意向をきいてほしい」との意見があったが、それは無理があるのではないか。会員全員の意見を把握することは困難であり、理事会として意思決定して声明を出すべきである。自治体学会のスタンスが問われていることであり、決定するべきではないか。
- ・自治体学会なら一人一人の意見を聞くべき。それが民主的な意思決定に必要なことではないか。
- ・意見が分かれてしまうことで、会員の学会離れにつながらないように、アジェンダにすることは必要である。
- ・いろいろな意見が出ている。何らかのアクションを起こした方がいい。どうアクションを起こすのか。シンプルには、誰かが書いて賛成する人が集まる。自治体学会有志とし

て声明を出す。その場合は、何種類出ても、それが自治体学会らしくていいのではないか。

- ・論点も、学問の自由だけではなく、いろいろある。五月雨式に出すのはあり得るかもしれない。今の段階で、声明を出すことを決定するのは、理事会としては難しい。評議員会でも難しい。議論していること、その内容は出すことができる。今日の議事録は可及的速やかに出す。論点整理も出していきたい。
- ・日々状況が変わる中で、決めるときに早く決めるべきと考える。フライング気味かもしれないが、最低限の内容を整理して文案を作ってみて、自治体学会として発表したいと一度投げかけてみて、反対の声によりそれが無理であれば、有志として出してはどうか。自治体学会として行動することに、半歩でも、一歩でも進んではどうか。
- ・みんなで議論していたら時間ばかり過ぎ、出すタイミングを逸してしまう。この評議員会でいろんな意見が出てきた。早く出すことを優先するなら、現実的な取り組みとして、評議員会案をまとめて提案してみてもどうか。
- ・むしろ、有志でやる方法もあるのではないか。自学MLでのご提案にもそのような趣旨のことがあったが、起案者を誰にするかということで取り下げになったが。理事会で検討しているということを出したために、有志の動きを止めてしまったかと、そこは申し訳なかった。
- ・いろいろと意見が戦わされることこそ自治体学会らしいのでは。自治体学会の外の人とグループを組んでもいい。
- ・自治体学会として声明を出した唯一の事例である東日本大震災のアピールは、プロジェクトチームの責任で出した。この時のように、理事会でも評議員会でもない場で検討してはどうか。

## 5. その他

- ・自治体職員としてはためらいがあるが、学会としての判断には反対しない。
- ・政府が、日本学術会議をどういう位置づけで、どういう役割を持つ会議と考えているのかを明確にする必要があり、我々もまた、日本学術会議に何を期待し、何を求めているのかをまとめ、この議論を見える化していく必要があるのではないかと考える。
- ・以前、辺野古への移設について、表明すべきという意見もあったが、自治体学会としては研究団体としてテーマとして取り上げて、議論することで対応すべきという意見があったので、参考としてほしい。
- ・協力学術研究団体については、日本学術会議法 36 条に規定されており、1 項で学術会議の活動に協力することを申し出ることとなっており、当学会は、協力団体としての申し出を行っていることから協力学術研究団体となっているという経緯がある。また、2 項では、緊密な協力関係を持つものとされているので、当然にそういう協力関係にある。
- ・学会として外部へのアピールについては、設立時のアピールや田村明先生が公表された

ものなどだろう。唯一、2011年の東日本大震災後の際に緊急アピールを行った事例がある。その時は、震災復興特別委員会を設置して、復興に関する提言を行った。それ1事例だけで、地方分権の時も、学会としてのアピール等はなかった。

- ・自治体学会規約の2条、3条に基づけば、何らかの対外声明は出すことはできるだろう。
- ・他学会での状況を見ていると、学術会議の内部の推薦プロセス、そんなに透明ではない気がする。個人的には、政府に説明責任を求めるということであれば、学術会議にもガバナンスを求めることが必要ではないかと考える。政府に物申すのであれば、自らにも跳ね返ってくる可能性があり、自己規律がもとめられる。それを意識しなければいけないのではないか。
- ・慎重な意見には二つある。一つは、日本学術会議をあたかも通常の審議会のように理解して、この問題をとらえている、また、推薦の中から任命権者が選ぶのは妥当と、国の対応に何かを言う必要はないと考えている場合がある。もう一つは、政府の行動は問題であると認識しつつも、声明を出すこと自体に慎重である場合。こちらは深刻である。意見表明自体をためらう以上、その場合は、自治体学会内部の議論でも、発言として出てこない。その空気感は発言とは別につかんでいくべきだろう。自治体の現場におけるサイレントマジョリティとでもいう、言葉ではないメッセージを察していく必要が理事会にはあるのではないかと考える。
- ・個人会員のことだけで議論がなされているが、数は多くはないが団体会員もいる。都道府県、市町村などは、この声明についてどう意思決定するのか。団体会員がいることを念頭に置いていただければと思う。
- ・慎重な意見、積極的な意見、現時点では、どちらが多数、サイレントマジョリティかは不明である。マイノリティであっても押し切ってはいけないのでは、という論点もある。
- ・議論をすることも一つの行動。決断できる政治は大事だが、いろんな形態があり得て、自治体学会としてどれがふさわしいのか。理不尽なことを見ているだけではない。会員、評議員、理事会と、大変積極的に議論を行っていると言える。議論なく声明を出すのより、むしろ議論に上がっていることは大事である。
- ・理事会だけに押しつけるのはお気の毒だと考える。であれば評議員会か。いずれにしても「我々」をどこまでの括りとするか。声明を出しても出さなくても、どんな内容でも反対があるだろうと想像できる。自治体学会としては、声明を出す明らかな規定もなく、全国的にみんなが同意できる東日本大震災復興に関するような案件でもなく、さて、何をどうまとめていくか。
- ・先取りして選択肢を言ってしまうえば、有志で声明を出す、その場合に、自治体学学会として有志の活動は止めない、そして、自治体学会としては、「我々」の範囲をどうするのか。内容としては、学問の自由の保障と、学問の自由における自治の自由を尊重する、など、誰もが同意できるものを探る。その上で、理事会、評議員会、学会の構成員を代表する立場として、議論した上で、ノーリアクション=行動しない選択肢はあるのか？



については、それは評議員会の責任として決定すべきではないか。

(文責：事務局、総務部会)

以上